

## 第2次北海道消費生活基本計画 〈素案〉・〈計画案〉 対比表(変更箇所のみ)

No.	素案(パブコメ前)	計画案(パブコメ後)	備考
1	<b>第4章 総合的、計画的に講ずべき施策の展開方向</b> <b>《第1節 重点的に取り組む施策》</b> <b>1 消費者教育の推進</b> <b>イ 地域における消費者教育</b>	(資料3 P17)  (新たに「○」項目をたてる) <u>○ 市町村における消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の策定について、必要な助言を行い、地域における消費者教育の推進が図られるよう支援に努めます。</u>	パブコメを反映 ※推進法に定める市町村の努力義務について記載すべき
2	<b>(2) 公正な消費者取引の確保</b> <b>イ 不当な取引方法の禁止</b> ○ 消費者契約法の規定により内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体と、適切な情報提供ルールのもとで連携を図り、適格消費者団体が行う差止請求等の業務を支援することを通じ、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止に努めます。	(資料3 P21)  ○ 消費者契約法の規定により内閣総理大臣の認定を受け、 <u>事業者の不当な勧誘行為や契約条項などに対する差止請求権を有する適格消費者団体と、適切な情報提供ルールのもとで連携を図り、適格消費者団体が行う差止請求等の業務を支援することを通じ、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止に努めます。</u>	パブコメを反映 ※適格消費者団体について下線部を盛り込んで欲しい。
3	<b>2 消費者の自立の支援</b> <b>(1) 消費者教育の推進 【重点的に取り組む施策】</b> <b>イ 地域における消費者教育</b>	(資料3 P25)  (新たに「○」項目をたてる) <u>○ 市町村における消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の策定について、必要な助言を行い、地域における消費者教育の推進が図られるよう支援に努めます。</u>	(再掲) パブコメを反映 ※推進法に定める市町村の努力義務について記載すべき
4	<b>(3) 消費者団体との連携、活動の促進</b> <b>ア 消費者団体活動への支援</b> ○ 消費者の自主的な活動を促進し、消費者団体の活性化・体制強化等を図るため、(一社)北海道消費者協会など消費者団体の活動を支援します。 <b>イ 適格消費者団体との連携</b> ○ 適格消費者団体は、消費者契約法に基づく差止請求関係業務のほかにも、消費者・事業者に対する啓発事業などの活動も行っており、当該団体の自主的な活動を促進するよう、必要な連携に努めます。	(資料3 P27) <b>ア 消費者団体の活動の促進</b> ○ 消費者の自主的な活動を促進し、消費者団体の活性化・体制強化等を図るため、(一社)北海道消費者協会など消費者団体の活動を支援します。 <b>イ 適格消費者団体との連携</b> ○ 適格消費者団体は、消費者契約法に基づく差止請求関係業務のほかにも、消費者・事業者に対する啓発事業などの活動も行っており、当該団体の <u>専門的知見が生かされ、自主的な活動の促進が図られる</u> よう、必要な連携に努めます。	審議会委員意見反映 ※タイトルと項目の整合性を工夫してはどうか  パブコメを反映 ※適格消費者団体の特性を盛り込んで欲しい。

No.	素案(パプコメ前)	計画案(パプコメ後)	備考
5	<p><b>《第3節 社会経済情勢の変化への対応》</b>  <b>3 高度情報通信社会の進展への対応</b>  <b>《配慮すべき事項》</b>  インターネットや携帯電話の普及など高度情報通信社会の進展は、提供される商品や役務の利便性の向上をもたらしましたが、それにより新たな消費者問題も生じており、特に、高齢者や子どもなど、専門的な知識や判断力などで事業者には及ばない消費者の消費行動に係る安全・安心の確保が重要となっています。</p> <p>一方、近年、情報化による利便性を幅広く地域に普及させるため、国の施策をはじめとして、公的資金による情報通信基盤の整備が進められています。特に、本道においては、人口密度が薄く広域分散型となっているため、近隣に商店がなく日常の買い物にも支障を来す地域もあり、こうした本道の特性に鑑みると、自宅に居ながらにして様々な商品を比較検討し選択できるなど、情報化の進展が利便性の向上に寄与することも期待されています。</p>	<p>(資料3 P31)</p> <p>インターネットや携帯電話の普及による高度情報通信社会の進展は、<u>くらしの利便性の向上をもたらしました。近年、情報化による利便性を幅広く地域に普及させるため、国の施策をはじめとして、公的資金による情報通信基盤の整備が進められています。特に、本道においては、人口密度が薄く広域分散型となっているため、近隣に商店がなく日常の買い物にも支障を来す地域もあり、こうした本道の特性に鑑みると、自宅に居ながらにして様々な商品を比較検討し選択できるなど、情報化の進展が利便性の向上に寄与することも期待されています。</u></p> <p><u>一方で、情報化社会の進展により新たな消費者問題も生じており、特に、高齢者や子どもなど、専門的な知識や判断力などで事業者には及ばない消費者の消費行動に係る安全・安心の確保が重要となっています。</u></p>	<p>パプコメ、審議会委員意見を反映  ※ 記述の順序を入れ替えて整理</p> <p>《施策の方向性》は修正なし</p>
6	<p><b>4 消費者と事業者が連携・協働した取組の促進</b>  <b>《配慮すべき事項》</b>  従来の消費生活に関する政策では、消費者は行政に保護される者として受動的に捉えられてきました。しかし、その後の急速な経済成長、広範な分野にわたる規制緩和の推進などの変化の中で、消費者政策の基本的な考え方が抜本的に見直され、現在では、消費者の「保護」を中心とする考え方から、消費者の「権利の尊重」と「自立の支援」を中心とする考え方へと変わってきました。</p> <p>これを消費者の立場から見ると、受動的に保護されるのではなく、消費者の権利を正しく理解し、賢い消費者として自立し、能動的に判断・行動していくことが必要となっています。</p> <p>一方で、事業者の立場から見ると、各種の規制が緩和され、かつてのいわゆる護送船団方式の規制等によって守られることがなくなり、事業者同士の競争が促される現代の社会経済においては、消費者や消費者団体から選択される事業者でなければ存続・発展していくことが難しい状況になっています。</p> <p>こうした社会経済構造の変化により、これまでの消費者被害の防止や悪質事業者対策といった施策だけでは、豊かな消費生活の実現を図ることは困難な時代となっており、合わせて、消費者と事業者の相互理解や相互利益の実現に向けた取組も重要となっています。</p>	<p>(資料3 P31)</p> <p>2000年代以降、消費者は、行政に保護される者から「<u>自立した主体</u>」へと位置づけられ、消費者政策は、消費者の「保護」を中心とする考え方から、消費者の「権利の尊重」と「自立の支援」を中心とする考え方へと変わってきました。</p> <p><u>消費者は、自らの消費行動が、社会・経済、環境等に影響を及ぼすことを自覚し、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関わっていくことが求められています。</u></p> <p><u>また、事業者は、消費者のニーズと消費者の利益を考えた事業活動により、消費者や消費者団体から選択される事業者でなければ存続・発展していくことが難しい状況になっています。</u></p> <p>こうした社会経済構造の変化により、これまでの消費者被害の防止や悪質事業者対策といった施策だけでは、豊かな消費生活の実現を図ることは困難な時代となっており、合わせて、消費者と事業者の相互理解や相互利益の実現に向けた取組も重要となっています。</p>	<p>パプコメを反映  ※ 社会情勢の変化に基づいた施策の方向性とすべき</p>

No.	素案(パブコメ前)	計画案(パブコメ後)	備考
6 の 続 き	<p><b>《施策の方向性》</b>          消費者が悪質商法や製品事故から自らを守るとともに、商品の選択などを通じて消費者利益を尊重する優良な事業者を応援することが、優良事業者の成長による地域産業の発展を促し、これが結果として消費者利益の増進にも繋がっていくよう、生産物の直販など消費者と事業者の様々な交流の促進や消費者団体等による優良事業者の表彰などを通じた信頼関係の構築、さらには、消費者団体と事業者によるレジ袋削減運動の展開など利益の共有に向けた協力など、消費者と事業者が連携・協働した取組のさらなる拡大を目指して、情報提供や普及啓発などに努めます。</p>	<p>(資料3 P32)</p> <p><b>《施策の方向性》</b>          消費者が、商品の選択などを通じて企業を評価し、消費者利益を尊重する事業者を応援することや、企業や行政に積極的に意見提案するなど、消費者市民社会の一員として社会の発展に寄与できるよう支援に努めます。          また、消費者の適切な消費行動により、優良事業者の成長を促し、地域産業の発展に繋がるよう、生産物の直販など消費者と事業者の様々な交流の促進や消費者団体等による優良事業者の表彰を通じた信頼関係の構築など、消費者と事業者が連携・協働した取組のさらなる拡大を目指して、情報提供や普及啓発などに努めます。</p>	<p>パブコメを反映          ※社会情勢の変化に基づいた施策の方向性とすべき</p>